業務委託契約書

______株式会社(以下「甲」という)と_____株式会社(以下「乙」という)とは、______業務の委託に関して、次のとおり業務委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(目的)

甲は、本契約の定めるところにより、_____業務(以下「本件業務」という。)を乙に委託し、乙は これを受託する。

第2条(契約期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

第3条(委託料)

本契約に基づく乙の委託料は、本件製品1個あたり____円とする。

第4条(再委託の原則禁止)

乙は、甲の書面による事前の承諾を得た場合を除き、本件業務を第三者に再委託することができない。

第5条(権利義務の譲渡)

甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約および個別契約より生ずる義務の全部または一部を、 第三者に引き受けさせてはならない

第6条(秘密情報)

- 1. 本契約における秘密情報とは、本件業務に関連した技術・営業等に関する一切の情報のうち、甲および 乙が相手方から秘密である旨を明示して開示されたものをいう。ただし、次の各号の一に該当するもの は、この限りでない。
 - (1) 開示を受ける前から自己において既に所有していた情報
 - (2) 正当な権限を有する第三者から入手した情報
 - (3) 開示を受ける前から既に公知となっていた情報、または開示を受けた後に自己の責任によらず公知となった情報
 - (4) 開示された後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
- 2. 甲および乙から相手方への秘密情報の開示は、原則として書面・図面・記録媒体等の有形物により行う。 それ以外の方法によって秘密情報を開示する場合は、別途書面により当該情報の内容を特定しなければ ならないものとする。
- 3. 甲および乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約の内容および秘密情報を第三者 に開示してはならない。ただし、法令の定めに基づく場合または権限ある官公署から開示の要求があっ た場合はこの限りでない。
- 4. 本契約に基づく秘密保持期間は、その情報を開示した日から__年間とする。

第7条(個人情報)

乙は、本件業務に関連して甲から開示された個人情報(個人情報保護法2条1項に定められたものをいう。 以下「個人情報」という)について、個人情報保護法の規定に則って取り扱うものとする。

第8条(損害賠償)

甲および乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。

第9条(契約の解除と期限の利益の喪失)

- 1. 甲または乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、何らの催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 重大な過失または背信行為があった場合

- (2) 支払の停止があった場合
- (3) 仮差押・差押・競売・破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立てがあった場合
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (5) 租税公課の滞納処分を受けた場合
- (6) その他前各号に準ずる本契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合
- 2. 甲または乙は、相手方に本契約上の義務の不履行があり、相当期間を定めて催告したにもかかわらず是 正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。
- 3. 甲または乙は、第1項各号の一に該当した場合、あるいは本契約上の義務を履行しなかった場合は、相手方に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに全額を弁済しなければならないものとする。

第10条(不可抗力免責)

天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信 回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力 による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負 わない。

第11条 (裁判管轄)

本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、甲の住所地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、署名捺印の上、各自一通 を保有する。

令和 年 月 日

丁目番地	市町	₹	<u></u> ,	住所	(甲)
株式会社	社名				
E p	氏名				
丁目番地	市町	₹	<u></u>	住所	(乙)
株式会社	社名				
E p	氏名				